

令和3年第3回(3月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和3年2月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和3年3月1日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和3年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和3年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和3年度辰野町下水道事業会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和3年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和3年度町立辰野病院事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 令和3年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 16 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 債権の放棄について
- 日程第 24 議案第 22 号 民事調停の申立てについて
- 日程第 25 議案第 23 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 議案第 24 号 辰野町第 6 次総合計画基本構想の変更について
- 日程第 27 議案第 25 号 辰野町第 6 次総合計画前期基本計画について
- 日程第 28 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	竹 村 智 博	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	赤 羽 裕 治	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	中 村 京 子	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係長 田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 11 番 小 澤 睦 美

議席 第 1 番 吉 澤 光 雄

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回3月辰野町議会定例会を開会いたします。欠席届について、菅沼こども課長より欠席届が提出されていますので報告します。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに令和3年第3回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変ご多用のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。さて、今からおよそ1年前の令和2年2月25日県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されました。その直前2月23日天皇誕生日に、辰野町でNHKのど自慢が大盛況のうちに開催されたことはまさに奇跡的であったと思っておりますが、その後は新規感染者が増え続け、現在までに確認されている県内感染者の累計はすでに2,000人を越えております。現在は小康状態で医療従事者を対象としたワクチンの先行接種も始まり、先月24日には政府から65歳以上の高齢者への接種を4月12日の週に始めるとの発表がありました。市町村における予定はまだ不確定な部分が多く、収束はいまだに見通せない状況ではありますが、町内医療機関のご理解とご協力のもと辰野病院を会場とした集団接種を基本に、町民の皆様が安心して速やかに接種が受けられる体制整備を目指して準備を進めてまいりたいと思っております。さて、内閣府がまとめた2月の月例経済報告によりますと、「景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さが見られる」景気の先行きについては、「内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」としております。また、内閣府が

発表した令和2年10月から12月期の実質GDP国内総生産の速報値は、前期比3.0%増で2四半期連続で増加しました。一方令和2年暦年の実質GDP成長率はマイナス4.8%で、リーマン・ショック後の平成21年以来11年ぶりのマイナス成長となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響の大きさが改めて示された形となりました。この影響はまだまだ続きますので、感染予防対策とともに町民の皆様の暮らしを守り、地域経済の下支えとなる対策にも積極的に取り組んでまいりたいと思います。令和3年度は第6次総合計画の初年度であります。新年度予算については議案第1号から第9号で説明しますが、10年後に目指すまちの将来像、「一人ひとりの活躍が作り出す、住み続けたいまち」の実現に向けた「未来共創（共に創る）型予算」として6つの基本目標と3つの重点テーマに加え、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上しました。新型コロナウイルス感染症対策や、新しい日常の実現に向けたデジタル化等への環境整備、子育て支援及び女性・若者の活躍等を積極的に推進してまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、令和3年度一般会計予算、特別会計予算8議案、条例の一部改正7議案、令和2年度一般会計補正予算など補正予算4議案、債権の放棄など5議案の合計25議案であります。なお最終日に感染拡大の影響で、売上が大幅に減少している小規模事業者への応援金に係る、令和3年度一般会計補正予算（第1号）についての1件を追加議案として提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決、同意くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議席11番、小澤睦美議員、議席1番、吉澤光雄議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、山寺はる美議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆さんおはようございます。去る、2月24日に議会運営委員会を開催し、令和3年第3回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議を行いましたので、その結果についてご報告いたします。2月24日辰野町告示第5号によって辰野町長よ

り3月定例会を3月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、3月定例会の会期並びに審議日程など議会運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長のご報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程(案)朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月18日までの18日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和3年度辰野町一般会計予算から、日程第11、議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要についての説明を求めます。

○町長

令和3年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の概要を申し上げます。令和3年度一般会計予算の総額は、86億円で前年度当初予算と比較して6,000万円、0.7%の減となりました。歳入について、町税は町民税、固定資産税、町たばこ税、都市計画税、入湯税の減収を見込みました。地方交付税は、国の地方財政計画と交付実績から増額を見込みました。その他交付金は、令和元年度実績と前年度の収入見込み額を基に算定しています。諸収入は商工業振興資金預託金元金収入を増額しました。一般財源の不足分は財政調整基金等の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により対応します。歳出は、辰野町第6次総合計画の6つの基本目標「ホテルが飛び交う自然豊かなまち」「みんなが活躍できるまち」「いつまでも健やかに暮らし続けられるまち」「次代を担う人材が育つまち」「活力と魅力のある仕事のあるまち」「安全で快適に暮らし続けられるまち」と3つの重点テーマ、「地域ケア

システムの構築と拡充」「ど真ん中プロジェクト」「町民と行政が一体となった道路改良」に加え実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、まず1点目に「ホテルが飛び交う自然豊かなまち」としては、有識者をアドバイザーに加え地域おこし協力隊と協力し、サイクルツーリズムを推進します。町の情報や魅力を効果的に発信するためホームページのリニューアル、ユーチューブによるホテルの発生状況ライブ配信を行います。また町に誇りと愛着を持った町民や関係人口の増加を期待し、UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金、定住促進奨励金、空き家改修費等補助金などで移住者を応援します。2点目、「みんなが活躍できるまち」としては、従来よりあい事業補助金、協働のまちづくり支援金、若者応援チャレンジ補助金の交付と増員される集落支援員の活動で地域づくりを支援します。外国籍住民への生活に対する情報提供や相談窓口の体制づくりを進めます。また町民憲章制定30周年記念事業を行います。3点目、「いつまでも健やかに暮らし続けられるまち」としては、身体障がい者の生活、社会活動を障がい福祉サービスなどにより支援します。子どもと妊婦を対象にインフルエンザワクチン予防接種費用を助成するとともに、各種検診の受診率の向上や重症化予防のために生活指導を行います。第8次介護保険事業計画に基づく介護予防、日常生活支援総合事業の充実と地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。4点目、「次代を担う人材が育つまち」としては、女性活躍推進事業として結婚新生活支援事業補助金、出産祝金、セミナーの開催等を実施します。出産を望む方を支援するため不妊に加え不育症についても助成を行います。また町民会館のWi-Fi 設備設置、小中学校の図書館と公共図書館を結ぶシステム導入などに取り組みます。5点目、「活力と魅力のある仕事のあるまち」としては、町内の空き店舗をリノベーションしサテライトオフィス等の開設・進出、または取り組みを行った企業へ補助金を交付し、企業誘致及び移住定住につなげます。地域おこし企業人交流プログラムを活用し女性活躍、人材育成、テレワーク業務の推進等を進めます。農林業では農作業機械購入等補助金、林業大学校授業料補助金、伐木特別教育研修負担金を新設し、担い手の支援・育成を図ります。またスマート林業の最先端技術であるドローンを活用し松枯損木の被害調査を実施します。6点目、「安全で快適に暮らし続けられるまち」としては、上辰野桜町地区及び県道下諏訪辰野線関連の宅地造成を行い定住人口の増加を図ります。社会資本整備総合交付金事業で町道の改良工事と舗装工事のほか道路メンテナンス事業で橋梁の点検と修繕工事を実施します。その他、区から

要望のあった生活道路等の維持補修工事を行います。このほか新型コロナウイルス感染症対策や新たな日常の実現に向けたデジタル化への環境整備等も積極的に取り組みます。またゼロ予算ではありますが、新たに空き地バンクを創設し移住定住の促進、空き地の有効活用につなげてまいります。次に特別会計は、8会計で94億2,876万8,000円、前年度当初予算と比較して1.4%の増額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では安心・安全で廉価な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理に努め配水管等の布設替工事及び各施設の更新改良を計画的に進めてまいります。主な事業として、七蔵寺浄水場導水管布設替工事、沢底地区配水管布設替工事を行います。下水道事業会計では水洗化率が94%を超えており、生活基盤インフラとして施設の長寿命化を計画的に進めるとともに適正な維持管理に努めてまいります。辰野北部・沢底の農業集落排水処理2地区の公共下水道への統合事業を実施します。国民健康保険特別会計では、医療の高度化により増加する医療費の削減のため引き続き生活習慣病改善などの保険事業や医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めてまいります。町立辰野病院事業会計では新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況ではありますが、地域の医療、介護、福祉との多職種連携のなかで訪問診療、訪問看護、訪問リハビリの拡充を図ります。地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画し、地域に飛び出す町立辰野病院を推進してまいります。介護保険特別会計では、第8期介護保険事業計画を推進し高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの進化・推進に努めてまいります。以上、令和3年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。辰野町第6次総合計画初年度となる令和3年度予算は、まちづくりの主体である町民とともに人口減少に対応した地域をつくり出す協働・共創による持続可能なまちを目指したものとしました。ともに創る共創とは多様な立場の人々が新たな価値をともに創造していくことを意味します。未来に向けて町民とともに協力しながら、新たな価値を創造していくという思いを込めて未来共創型予算として編成しました。総合計画に掲げられた「10年後に目指すまちの将来像」「一人ひとりの活躍がつくり出す、住み続けたいまち」の実現に向け前進してまいります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編

成及び提案にあたっての概要とします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください、ご審議の参考にしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もごございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 10 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 3 年 2 月 13 日に施行された、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律において、現在流行している新型コロナウイルス感染症の規定が削除されたことに伴い、辰野町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。お手元の資料の新旧対照条文をご覧ください。附則第 2 項におきまして上位法令から引用していた新型コロナウイルス感染症の定義を、現在流行している新型コロナウイルス感染症を特定するための規定に改正するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 11 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期辰野町介護保険事業計画期間における第 1 号被保険者の保険料の改定、及び介護保険法施行規則の改正による保険料に係る基準所得金額の改正、並びに税制改正により保険料や保険給付の負担水準等に不利益が生じないよう介護保険法施行令等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したいものでございます。それでは新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 3 条第 1 項は、第 8 期辰野町介護保険事業計画の策定に伴い令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料を定めるものでございます。第 8 期計画期間は保険料率の改定は行わず介護保険料は据え置きといたします。第 6 号、アは、保険料の段階を判定する際に用いる合計所得金額のうち譲渡所得の取り扱いに関する規定でございますが、令和 2 年度の税制改正が行われたことに伴い、従前の規定に租税特別措置法第 35 条の 3 第 1 項を追加するものでございます。第 7 号及び第 8 号は、介護保険法施行規則の改正により令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における基準所得金額について、住民税の課税者にあたる第 6 段階、第 7 段階、第 8 段階及び第 9 段階の境目となる基準所得金額がそれぞれ 120 万円、210 万円及び 320 万円として定められたことに伴い改正を行うものでございます。新旧対照表の 2 ページにかけての第 4 項は、第 1 段階から第 3 段階の低所得層の保険料の軽減賦課について年度ごと整理したものでございます。2 ページ第 3 号は、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げに伴う低所得層の保険料の減額賦課について、令和 2 年度以降保険料軽減が完全実施されたことに伴い、令

和3年度も令和2年度と同額とする改正でございます。それでは議案第11号の2ページをご覧ください。附則第3条の規定でございますが税制改正により介護保険料の段階を判定する際に、不利益が生じないよう介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を設けるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第11号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第14、議案第12号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第13号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第12号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第13号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由を申し上げます。3年に1度行われる介護報酬改定にあわせて国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正がされたことに伴い、辰野町が指定する地域密着型サ

サービスの人員、設備及び運営に関する基準について所要の見直しを行うため条例の一部を改正したいものでございます。辰野町が指定します地域密着型の介護サービス及び介護予防サービスにはさまざまなサービスがありますが、今回の改正でそれぞれのサービスに共通するものは、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、会議や多職種連携における ICT の活用、感染症対策の強化などでございます。それでは議案第 12 号の新旧対照表をご覧くださいと思います。具体的な改正点では第 3 条第 3 項で指定地域密着型サービスの事業の一般原則として、事業所に対して利用者の人権擁護、虐待の防止等の体制整備を行うこと及び従業員に対し研修を実施する等の措置を講じることが義務付けます。新旧対照表 2 ページをご覧ください。第 31 条第 8 号では定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて事業の運営に関する重要事項に関する規定に虐待の防止のための措置に関する事項を追加します。第 32 条第 5 項では、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動等に対して、適切なハラスメント対策の措置を求めてまいります。新旧対照表 3 ページでは、第 32 条の 2 を新設して感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施を義務付けます。第 33 条第 3 項では感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けます。新旧対照表 4 ページをご覧ください。第 39 条第 1 項ほか関係条項で、感染症防止や多職種連携の促進の観点から、会議や多職種連携における ICT の活用を図るためテレビ電話等を活用しての実施を認めてまいります。第 40 条の 2 を新設して虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付けます。町が指定するその他のサービスにつきましては、以降の関係条項で同様の改正を行ってまいります。新旧対照表 5 ページでございますが、第 44 条の 13 第 3 項では地域密着型通所介護事業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けます。以降関係するサービスについても同様の改正を行い、介護に関わるすべての人の認知症対応力の向上を図ってまいります。以降国の基準に照らし合わせまして所要の改正を行ってまいります。議案第 13 号につきましては、議案第 12 号で町の介護サービスについてしているところでございますが、議案第 13 号につま

しては介護予防サービスについて規定したものでございますので、提案理由、改正の概要及び改正の内容につきましては同様でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第12号、議案第13号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第12号、議案第13号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号、議案第13号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第16、議案第14号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第14号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由をご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。辰野町の上水道運営審議会の委員の定数を現状にあった定数に見直すため、第39条に書かれている定数の全体16人を13人に、それから次のとおりとして各委員会の人数が定められていますが、そこを削除して次に掲げるもののうちからという選出方法に改めるため辰野町上水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤(1番)

審議会の委員の人数を16人以内から13人以内に3名減らすわけですけれども、減らす理由と減らして審議や運用に支障がないのかその点説明いただきたいと思っております。

○建設水道課長

先ほども説明いたしました、現状の運営審議会の委員の定数を参考にさせていただいております。主な人数を減らした原因としましてですね、議会の議員さんの数が前の6人から現状2名に変わっているというようなこともございますので、そういうものも勘案しながら提案をさせていただいております。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第15号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を説明申し上げます。こちら新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。辰野町公共下水道運営審議会及び小野特定環境保全公共下水道運営審議会の委員の構成を現状にあった構成に見直すため、第38条に記載されている定数は変更せず内訳の人数、この次のおりといわれている人数の削除をして現状に改めるものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 15 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 16 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。指定管理者制度導入により、たつの未来館を追加すること及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものでございます。変更内容につきましては別紙新旧対照表をご覧ください。令和 3 年 4 月よりたつの未来館が指定管理者の管理運営になるため、第 4 条第 2 項にたつの未来館を追加すること及び辰野町地域活性化センターの前に第 23 号を加えたのは、他と合わせて整理をしたものでございます。また附則第 3 項の改正は、議案第 10 号と同様新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条文の調整であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 16 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算(第 16 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和2年度辰野町一般会計補正予算（第16号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定などに伴う国、県支出金などの変更及び不用額の調整や国庫補助金交付決定に伴う追加事業等の補正予算であります。補正総額は、3,925万9,000円の追加で、予算総額は123億973万8,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、県支出金、繰越金、町債の追加と、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、諸収入の減額であります。歳出につきましては、総務費で庁舎3階の雨漏りの修繕、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続いているたつのパークホテルの指定管理料の追加、住民参加型防災マップの減額等が主なものです。民生費では身体障がい者等支援事業に係る扶助費、介護保険特別会計繰出金の追加、介護用品購入助成事業の減額等であります。衛生費では異動による職員給料等の増額、予防接種委託料の減額等が主なものです。農林水産業費では、たつのパークホテル同様感染症の影響を受けているかやぶきの館、ふる里農村公園指定管理料の追加、休閒傾斜農地直接支払い交付金の減額等が主なものです。商工費では、ガンバル町内商店応援事業負担金、商工業振興資金利子補給及び保証料等の減額であります。土木費では、都市公園事業費補助金の追加交付による荒神山体育館改修工事の追加、辰野駅前地区街なみ環境整備事業推進業務委託料の減額等が主なものです。消防費では、消防団員報酬等の減額であります。教育費では、辰野中学校天井材落下防止工事、南小学校長寿命化改修工事及び各小中学校トイレ清掃業務委託の追加、町民会館ホールのピンスポットライト改修工事の減額等が主なものです。災害復旧費は、農業用施設等復旧工事に関する費用の追加です。地方債補正は、都市計画総務事務及び学校施設環境改善交付金事業の財源として借り入れる防災減災国土強靱化緊急対策事業債と減収補填債の追加、学校教育施設等整備事業債の変更が主なものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第18号、令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 18 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。収入支出の予算の総額を収入支出それぞれ 9 億 8,245 万 8,000 円とすると記載してありますが、総額の変更はございません。資本的収入及び支出の補正で収入の第 1 款資本的収入 5,500 万 9,000 円を増額して 5 億 135 万 7,000 円としました。支出の第 1 款資本的支出を 3,440 万円増額して、8 億 1,876 万 4,000 円としました。6 ページをご覧ください。歳入ですが、長期前受金戻入の収入増により 3,780 万 9,000 円を増額し他会計補助金を 3,780 万 9,000 円減額するものでございます。7 ページをご覧ください。歳出ですが、有形固定資産減価償却費を最新の固定資産明細に金額に合わせるため 61 万 7,000 円を増額し、それに伴い固定資産除却費 61 万 7,000 円を減額するものが主なものでございます。8 ページをご覧ください。令和 3 年度事業で予定していました辰野中継ポンプ・平出中継ポンプの耐震診断業務委託事業が、令和 2 年度に前倒しをするため国庫補助金を 1,720 万円増額し、先ほど 3 条で出た予算 3,780 万 9,000 円の増加をしまして 5,500 万 9,000 円とするものでございます。9 ページをご覧ください。建設改良費を 3,440 万増額し 8 億 1,876 万 4,000 円としました。先ほども説明しました令和 3 年度事業で予定していました、辰野中継ポンプ・平出中継ポンプの委託事業の前倒しになる委託料でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 21、議案第 19 号、令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 19 号、令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。1 枚おめくりいただきまして今回の補正につきましては、病院の公営企業の運転資金にあてるために今回特別に発行されました、特別減収対策企業債この 1 億 3,000 万円を借り入れるものでございます。予算の方の総額には変更はございません。第 3 条の予算 5 条の次に次の表を配るということで 1 億 3,000 万円の方

を加えさせていただきました。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向 山 (2 番)

この特別減収対策企業債、今年度の予算措置っていうかですね国からの補填等の見込みがあるのかどうかお伺いします。

○辰野病院事務長

今回設けられましたこの減収対策債につきましては、基本的にはコロナの影響による経営の補填ということで国の方より発行されました。この減収対策債というのは毎年あるものではなく、例えば日本中大きな災害があったとき、例でいいますと前の熊本地震があったときとか、そういうような大きな災害があったときに発行されるもので、今回ちょうどコロナというところで発行がありましたので病院としても活用させていただきました。以上です。

○向 山 (2 番)

今年度の交付税措置とかそういったものは見込めれるのかどうか再度お伺いします。

○辰野病院事務長

はい。償還金に対しまして一般会計からの繰入金、それに対する交付税措置はございます。8割が特別交付税措置となります。以上です。

○議 長

はい、よろしいですか。

○吉 澤 (1 番)

4%以内の金利で借りるという提案で、このてのものは大体4%になってるんですが実際の何%位で借りる見込みであるか教えてください。

○辰野病院事務長

こちら国の財政融資の方になると思いますが、まだこちらの利率の決定がございませんが、基本的には0.1か2くらいそのくらいだと思っております。こちらの方につきましては、はっきりした回答ができませんがよろしくようお願いいたします。

○議 長

そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,608 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 589 万 6,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。歳入は介護保険給付費等の増減に伴い、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町が負担すべき金額をそれぞれの財源負担割合に応じて調整するものでございます。その内訳はまず 6 ページの国庫負担金が 407 万 7,000 円の増額、国庫補助金が 114 万 1,000 円の増額でございます。7 ページの支払基金交付金は 615 万 8,000 円の増額でございます。8 ページの県負担金は 333 万 5,000 円の増額でございます。9 ページの町一般会計からの繰入金は介護給付費繰入金が 285 万 1,000 円の増額、その他一般会計繰入金が 148 万円の減額でございます。次に歳出でございますが、10 ページの一般管理費は介護事業所台帳管理システム改修業務委託料が 22 万円の増額、認定調査費は認定調査員報酬が 70 万円の不用減額、主治医意見書作成支払事務委託料が 100 万円の不用減額でございます。11 ページの保険給付費は要介護認定者の増加や高額介護サービス費の増加、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いや、請求単価の特例等に伴い 2,280 万 5,000 円を増額するものでございます。12 ページの予備費は 524 万 3,000 円を減額して保険給付費の不足分を調整するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 23、議案第 21 号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 21 号、債権の放棄について、債権の放棄について地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては辰野病院の診療費の一部負担金、債権の金額につきましては 284 万 7,970 円の 25 件でございます。明細につきましては別紙のとおりをごらんいただければと思います。いずれにつきましても過去のものであり居所不明、または本人死亡等により回収不能となったものでございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

議案第 21 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もでございますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 21 号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 24、議案第 22 号、民事調停の申立てについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 22 号、民事調停の申立てについて、提案理由を申し上げます。申立ての相手方でございますが住所は福井県敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号、代表者は敦賀市長、淵上隆信氏でございます。申立ての内容でございますが、辰野町が平成 11 年 4 月から約 1 年間にわたり、クリーンセンターたつの焼却灰、いわゆる一般廃棄物を福井県敦賀市にありました民間の最終処分場へ搬入し処分していた件につきまして、敦賀

市の行政代執行に係る費用の請求を受けているものでございます。敦賀市が辰野町に請求しているこの金額が適正金額であるのか、また辰野町がこの金額を支払う法的義務の存在についてを明らかにするため、敦賀簡易裁判所に民事調停の申立てを行うものでございます。管轄裁判所でございますが、福井県敦賀市松栄町 6-10、敦賀簡易裁判所です。なお民事訴訟法によりまして、調停は相手方の所在を管轄する簡易裁判所と決められております。辰野町の代理人弁護士でございますが、長野県上伊那郡南箕輪村 8015-1、代表者長谷川洋二弁護士でございます。以上、民事調停の申し立てについて地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 22 号、民事調停の申立てについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。日程第 25、議案第 23 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 23 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。町の人権擁護委員は人権擁護委員法の定めるところにより、6 名の方が法務大臣から委嘱されており任期は 3 年となっております。今回提案申し上げますのは、令和 3 年 6 月 30 日に任期満了を迎える加藤敬子氏と小野玲子氏の 2 名の後任について、小野氏については再任、新たに佐々木由利氏を新任として推薦したいと考えるものであります。小野玲子氏は 1 期目の 3 年間、長年の教職員また町の社会教育指導員としての豊富な経験や知識をもとに、人権擁護委員の仕事に熱心に取り

組んでいただいております。佐々木由利氏につきましては、長年教職員を務められ辰野西小学校教諭を最後に平成31年3月に退職されました。子どもや保護者からの信頼も厚く、地域や教育関係者など多方面において頼りにされる方であります。両氏とも地域の方からの人望も厚く、長年の経験を生かし人権擁護委員として活躍いただけることが期待されますので、次期委員として推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるべく、提案申し上げますのでご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第23号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、意見を適任とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は、人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第26、議案第24号、辰野町第6次総合計画基本構想の変更について、日程第27、議案第25号、辰野町第6次総合計画前期基本計画について、以上2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第24号、辰野町第6次総合計画基本構想の変更について、提案理由を申し上げます。辰野町基本構想審議会の協議に基づく答申により辰野町第6次総合計画基本構想を変更したいので、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、別紙のとおり辰野町第6次総合計画基本構想の変更について、議会の議決を求めます。変更内容につきましては、別紙新旧対照表1ページをご覧ください。第1編第1章、2. (2) 基本計画を全部改正し、3. 総合計画の評価・進行管理を、4. 総合計画の評価・進行管理に改め、2. 第6次総合計画の構成の次に3. 辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係を加えます。続いて第2章2. (5) 産業の項目中・農業の次に・林業を加えます。2ページをお開きください。第2編第3章、

施策の大綱を全部改正し、第3章基本目標及び目標1から6に改めます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして議案第25号、辰野町第6次総合計画前期基本計画について、提案理由を申し上げます。辰野町第五次総合計画が本年度をもって計画期間を終えることから、引き続き令和3年度から令和7年度までの5年間について、辰野町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、辰野町第6次総合計画前期基本計画を策定するため、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、別紙のとおり辰野町第6次総合計画前期基本計画について議会の議決を求めるものでございます。それでは別紙、前期基本計画をご覧ください。なお、目次は議案第24号、辰野町第6次総合計画基本構想の変更についての別紙において一括してお示ししてあります。前期基本計画の全体構成は、第1編前期基本計画、第2編未来志向の行財政改革（行財政改革）、第3編国土強靱化、第4編土地利用の4編の構成となっています。別紙、前期基本計画の25ページはじめには、右側に施策の体系を示し26ページでは2. 基本計画の見方を示しました。27ページからは、6つの基本目標ごとに合計20の施策を設定しました。続きまして57ページをお開きください。ここでは将来像の実現に向け3つの重点テーマを設定し、重点テーマに関する主な事業を示しています。58ページから61ページでは施策とSDGsの関係を示しています。続いて63ページからの第2編未来志向の行財政改革（行財政改革）では、町の将来像を実現するための取り組みを下支えする行政の組織経営の方向性をまとめた「辰野町行財政改革プラン2025」の概要を示しています。続いて69ページ第3編国土強靱化では、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画を前期基本計画の中で一体的に策定するものです。続いて85ページでございます。第4編土地利用では、国土利用計画法により定められた国・県が策定する計画を基本とし、町の土地利用の現状と課題を解決するために土地利用の基本方針を定めています。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第28、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上、4件については総務産業常任委員会への付託とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

11. 散会の時期

3月1日 午前 11時 20分 散会